

# 山梨県農地保有合理化促進対策費補助金交付要綱

制 定 昭和48年8月27日

最終改正 平成22年6月29日

(趣旨)

第1条 知事は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）に定められた農地保有合理化法人等が、農地保有合理化事業（基盤強化法第4条第2項に規定する事業で農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画において定められている同条第2項第1号の農用地区域、農地保有合理化促進事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官依命通知。以下「合理化事業実施要綱」という。）第3に規定するその他経営局長が別に定める地域の区域及び担い手支援農地保有合理化事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7675号農林水産事務次官依命通知）第3に規定するその他経営局長が別に定める地域の区域内において実施される農地保有合理化事業に限る。以下同じ。）等を実施するのに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の対象及び補助率)

第2条 この補助金は、基盤強化法第5条第2項第4号ロの規定により基本方針に定められた法人（以下「県公社」という。）が農地保有合理化事業等を実施するのに要する次に掲げる経費に対し、県公社に交付するものとする。

(1) 県公社が市町村段階の関係機関・団体等との円滑な連携を図りつつ、農地保有合理化促進事業等を実施するために必要な連絡・調整等に要する経費

(2) 合理化事業実施要綱第4に規定する事業（以下「合理化促進事業」という。）の実施に要する経費

(3) 農地売渡信託等事業（基盤強化法第4条第2項第2号に規定する事業。以下同じ。）の実施に要する経費

(4) 農地貸付信託事業（基盤強化法第4条第2項第2号の2に規定する事業。以下同じ。）の実施に要する経費

(5) 農業生産法人出資育成事業（基盤強化法第4条第2項第3号に規定する事業。以下同じ。）の実施に要する経費

2 前項に規定する補助金の補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第3条 県公社（以下「事業実施主体」という。）が補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明かな事業実施主体は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時に当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明かでない事業実施主体は、この限りではない。

#### (補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)を事業実施主体に通知するものとする。

#### (補助金の交付条件)

第5条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条別表の経費の欄に掲げる、1の(1)、(2)、(3)の経費の相互間の流用、1の(1)のア及びイの経費の相互間の流用、1の(3)のア、イ及びウの経費の相互間の流用、1の(3)のイの(ア)及び(イ)の経費の相互間の流用はしてはならない。ただし、1の(2)の経費から(3)の経費への流用を除く。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(別表に定める重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更を除く。)をする場合並びに補助金が増額する変更の場合においては、計画変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (3) 事業実施主体は、補助事業を中止、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出して知事の承認を受けなければならない。

#### (遂行状況報告)

第6条 規則第10条の規定による報告は、補助金の交付決定があった年度の各四半期(第4・四半期を除く。)の末日現在において、事業遂行状況報告書(様式第5号)を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。

#### (補助金の交付)

第7条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払いにより交付することができるものとする。

2 事業実施主体は、前項の規定により概算払いを受けようとする場合は、概算払請求書(様式第6号)を知事に提出するものとする。

#### (実績報告)

第8条 事業実施主体は、事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第7号）により、事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たり、第3条第2項ただし書きに該当した事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額を上回る部分の金額）を、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第9条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

#### (書類の保管)

第10条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

#### 付則

この要綱は平成17年4月20日より施行し、平成17年度に係る補助金から適用する。

この要綱は平成19年5月18日一部改正し、平成19年度に係る補助金から適用する。

この要綱は平成20年7月16日より施行し、平成20年4月1日から適用する。

この要綱は平成22年6月29日より施行し、平成22年4月1日から適用する。

様式第 1 号

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(財) 山梨県農業振興公社代表者名 印

平成 年度山梨県農地保有合理化促進対策費補助金交付申請書

平成 年度において、次のとおり事業を実施したいので、山梨県農地保有合理化促進対策費補助金交付要綱第 3 条の規定により補助金交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 事業の目的

(注) 要綱別表の経費の欄の費目の区分毎に記入する。

様式第 2 号

番 号  
平成 年 月 日

(財) 山梨県農業振興公社代表者 殿

山梨県知事 印

平成 年度山梨県農地保有合理化促進対策費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度農地保有合理化促進対策費補助金については、山梨県農地保有合理化促進対策費補助金交付要綱第 4 条により、次のとおり交付することを決定しました。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費 金 円

補助金の額 金 円

- 3 補助金の交付条件  
山梨県農地保有合理化促進対策費補助金交付要綱第 5 条の規定のとおりとする。

様式第3号

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(財) 山梨県農業振興公社代表者名 印

平成 年度山梨県農地保有合理化促進対策費補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農地保有合理化促進対策費補助金については、下記の理由により事業の内容及び経費の配分を変更し（金 円を追加交付（減額承認）を受け）たいので、山梨県農地保有合理化促進対策費補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

・事業実施計画書（様式第1号に準ずる）

（注）事業実施計画書については、補助金の交付決定を受けた事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

様式第4号

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(財) 山梨県農業振興公社代表者名 印

平成 年度山梨県農地保有合理化促進対策費補助金中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農地保有合理化促進対策費補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、山梨県農地保有合理化促進対策費補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

様式第 5 号

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(財) 山梨県農業振興公社代表者名 印

平成 年度山梨県農地保有合理化促進対策費補助金遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農地保有合理化促進対策費補助金について、山梨県農地保有合理化促進対策費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり遂行状況を報告します。

記

1 事業遂行状況

区 分	計画事業費 (A)	出来高事業費 (B)	進 捗 率 (B/A)	残高事業費	備 考
	円	円	%	円	

(注) 区分欄には、様式第 1 号の 3 (経費の配分) の区分欄に記載された事項について記載すること。

2 事業完了予定年月日 平成 年 月 日



様式第 6 号

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(財) 山梨県農業振興公社代表者名 印

平成 年度山梨県農地保有合理化促進対策費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農地保有合理化促進対策費補助金について、山梨県農地保有合理化促進対策費補助金交付要綱第 7 条の規定により次のとおり概算払いを請求します。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金 交付決定額 ①	既概算 交付額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回 概算請求額	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

(1) 口座振替

金融機関名 \_\_\_\_\_

本店 ・ 支店 (支店名 \_\_\_\_\_ )

預金種別 当 座 ・ 普 通

口座名義 \_\_\_\_\_

口座番号 No. \_\_\_\_\_

様式第7号

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(財) 山梨県農業振興公社代表者名 印

平成 年度山梨県農地保有合理化促進対策費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農地保有合理化促進対策費補助金について、次のとおり事業を完了（廃止）したので、山梨県農地保有合理化促進対策費補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

1 補助金の額

2 添付書類

(1) 事業実績報告書（第1号様式に準ずる）

(注) 事業実績報告書については、補助金の交付申請書と実績報告書の内容及び経費の配分が異なっている箇所は容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(2) 知事が必要と認めるもの

(注) 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

様式第 8 号

番 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(財) 山梨県農業振興公社代表者名 印

平成 年度山梨県農地保有合理化促進対策費補助金の仕入りに係る消費税相当額報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農地保有合理化促進対策費補助金について、山梨県農地保有合理化促進対策費補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により報告します。

- |   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額<br>(平成 年 月 日付け第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入りに係る消費税等相当額              | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入りに係る<br>消費税等相当額  | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額                               | 金 | 円 |

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。